

アーティスト・イン・レジデンスさいたま事業実施業務
プロポーザル実施要項

1. 趣旨

アーツカウンシルさいたま（以下「ACさいたま」という）は、国内外の多様な分野のアーティストをはじめとする文化芸術活動の担い手に対して、地域における、創作活動と発表の場を提供することにより、地域との交流を生み出し、新たな文化芸術活動が創造される機会を創出するため、さいたま市内において滞在・制作・公開を行うアーティストや文化芸術団体等を対象にプロポーザル（企画提案）方式による公募を行います。

2. 契約概要

(1) 件名

アーティスト・イン・レジデンスさいたま事業実施業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和7年3月9日（日）までの間で制作・公開までの必要な期間
（滞在期間は、最低10日以上とします）

(3) 業務委託費の上限

51万円未満（源泉徴収税、消費税、地方消費税及び復興増税等を含む）

(4) 契約方法

ACさいたまは、本プロポーザルの結果、選定された提案者若干名（2者程度）と契約交渉を実施した上で、こちらから提示する仕様書等の条件に合致する企画提案を行った者に対し、上記業務委託費の上限の範囲内で委託します。

3. 業務内容

別紙 仕様書のとおり

4. 提出物及び提出部数

事業企画提案書（様式）	1部
プロポーザル参加資格に関する誓約書（様式）	1部
見積書、内訳書（任意様式）	各1部

5. 応募条件

(1) 芸術分野で現在活動しているアーティストや文化芸術団体等であり、本業務終了後に当該作品の発表を行うこと。

(2) 次に掲げる1から5号のいずれかに該当する者および該当する者を構成員とする団体、又は次に掲げる6号の事業については、応募できません。

① 成年被後見人又は被保佐人

- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 令和6年1月1日時点で、納めるべき国・都道府県・市町村税について、滞納がある人
- ⑤ 暴力団員（さいたま市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
- ⑥ 政治・宗教・営利・反社会的活動を目的とする事業、また公序良俗に反する作品の制作事業等

6. 審査

(1) 評価委員会

ACさいたまは、本プロポーザルの実施にあたり、評価委員会において審査を行い、優れた提案者を選定します。

(2) 審査

書類審査を行います。

(3) 審査基準

別紙 審査基準のとおり。

(4) 委託者の決定

ACさいたまは、評価委員会の審査において選定された提案者と契約交渉を行います。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、提案者すべてに通知します。

7. 質疑

(1) 質疑・回答期間

質疑受付：令和6年11月1日（金）から令和6年11月8日（金）まで必着

質疑回答：令和6年11月15日（金）

(2) 質疑受付方法

下記の提出先に示すアドレスに電子メールにてご提出ください。

(3) 回答方法

ACさいたま Web サイトにて行います。

8. 提出書類の提出期限と方法

(1) 企画提案書受付期間

令和6年11月1日（金）から令和6年12月9日（月）まで必着

(2) 企画提案書提出方法

企画提案書は、下記の提出先へ持参・郵送・電子メールにてご提出ください。

(3) 提出先（お問合せ先）

アートカウンシルさいたま

（公益財団法人さいたま市文化振興事業団 アートカウンシル課）

〒336-0024 さいたま市南区根岸 1-7-1

さいたま市文化センター4階

電話 048-767-5350

Mail artscouncil●saitama-culture.jp

※●を@に変えてください。